

令和6年度 東松山市成年後見推進懇談会
東松山市成年後見制度利用促進
基本計画について

令和6年7月30日（火）
社会福祉課

東松山市成年後見制度利用促進基本計画

※第二次東松山市地域福祉計画に包含（令和2年度～令和6年度）

I. 地域連携ネットワークの構築

I-1 地域連携ネットワーク

I-2 中核機関

I-3 地域連携ネットワーク及び中核機関の役割

II. 市民後見人の育成

III. 東松山市成年後見センターの機能検討

IV. 成年後見制度の利用支援

IV-1 市長申立て

IV-2 報酬助成

➡ 評価

I. 地域連携ネットワークの構築（評価）

●地域連携ネットワーク

- ・「成年後見推進懇談会」にて、専門職間の連携を実施
- ・個別ケースについて、関係職種と協働しながら支援

●中核機関

- ・令和6年度より、成年後見センターを中核機関として位置付け

●地域連携ネットワーク及び中核機関の役割

- ・「広報」「相談」「利用促進」「後見人支援」の機能

II 市民後見人の育成（評価）

- ・令和6年度に市民後見人養成講座（基礎編）を開催予定

III 東松山市成年後見センターの機能検討（評価）

- ・令和6年度より中核機関として機能を拡充

IV 成年後見制度の利用支援（評価）

●市長申立て

- ・令和5年度 4件（高齢者4件）

●報酬助成

- ・令和5年度 7件（高齢者4件、障害者3件）

次期成年後見制度利用促進基本計画

※第三次東松山市地域福祉計画に包含（令和7年4月～）

※課題：地域連携ネットワークの構築

【国が示している市町村による協議会のイメージ】

- a. 個別事案対応についての検討の場
- b. 家庭裁判所との連携
- c. 地域の取組みについての協議を行う場



地域の実情に合わせた実施

（現行）東松山市成年後見推進懇談会

【委員構成】

- ・ 弁護士
- ・ 司法書士
- ・ 社会福祉士
- ・ 民生委員
- ・ 地域包括支援センター
- ・ 障害者基幹相談支援事業所
- ・ 成年後見センター

【主催】

市社会福祉課

【懇談会の機能】

- ・ 成年後見センターの事業報告
- ・ 成年後見制度の推進に関すること

【開催頻度】

H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6
4回	—	—	—	1回	1回	2回 予定

→新たに協議会を立ち上げるのではなく、既存の懇談会を協議会としての位置づけとしてはどうか。

東松山市における協議会の機能（案）

◆地域課題についての検討

- ・ 成年後見制度利用促進計画に係る検討
- ・ 権利擁護担い手の育成について（市民後見人養成・活動等）

◆成年後見センターの運営について

- ・ 事業報告、事業計画

◆受任調整会議

- ・ 法人後見や市民後見人を候補者とするケースについての検討

東松山市成年後見制度利用促進基本計画（案）

※第三次東松山市地域福祉計画に包含予定

● 施策の方向性

本市における「成年後見制度利用促進基本計画」を策定し、地域連携ネットワークを構築し、関係機関による連携体制を構築するなどの体制強化について検討を図ります。

● 東松山市成年後見制度利用促進基本計画

この項目を、成年後見制度利用促進法第14条に基づき、市町村における「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」（成年後見制度利用促進基本計画）として位置付け、以下の施策に取り組みます。

I 地域連携ネットワークの構築

I-1 地域連携ネットワーク

地域連携ネットワークとは、成年後見制度の利用が必要な方の状況に応じ、適切に必要な支援につなげる地域連携の仕組みです。

地域連携ネットワークの役割として、「権利擁護支援の必要な人の発見・支援」、「早期の段階から相談・対応体制の整備」、「意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築」という3つの役割を念頭に、既存の保健・医療・福祉の連携（医療・福祉につながる仕組み）に司法を含めた連携の仕組みを構築し、個別の協力活動のほか、困難事例に対応するためのケース会議の開催など、多職種が連携して個々の支援等に関わる体制づくりを目指します。

関係機関・団体が連携体制を強化し、これらの機関・団体による自発的な協力を進める協議会の設置を目指します。

I-2 中核機関

地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核として「本人中心の権利擁護支援チームを支えるための機能」と「その機能を強化するための地域の体制づくりに関する取組」の強化を目指します。

I-3 地域連携ネットワーク及び中核機関の役割

以下の4つの役割を担います

広 報	成年後見制度について、パンフレット作成、配布、研修会の開催など普及・啓発を行います。
相 談	相談者の状況に応じた必要な支援につなげます。また専門職団体や地域包括支援センター等の関係機関と連携した支援を行います。
利 用 促 進	市民後見人の育成や受任調整、その後の活動支援を行うための調整を行います。
後 見 人 支 援	親族後見人からの相談に対応するとともに、専門的知見が必要であると判断された場合において、専門職団体の協力を得ながら意思決定支援・身上保護を重視した後見活動が円滑に行われるよう支援します。

Ⅱ 市民後見人の育成・活躍

身近な権利擁護支援の担い手として期待される市民後見人の育成に向けて取り組みます。その後の活動の支援及び活用の推進を図ります。

Ⅲ 東松山市成年後見センターの機能・拡充

地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核機関としての役割や関係機関との連携について強化を目指します。

Ⅳ 成年後見制度の利用支援

Ⅳ-1 市長申立て

判断能力が十分でない方が成年後見人等が必要な状況にあるにもかかわらず、本人や親族等がともに申立てを行うことが難しい場合、市長が家庭裁判所に成年後見人等の選任の申立てを行います。

Ⅳ-2 報酬助成

成年後見制度を利用した方で、その費用の負担が困難な方に対し、成年後見人等に対する報酬費用の助成を行います。

■地域連携ネットワークのイメージ図

